

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 売買目的有価証券の評価は、時価法を採用しています。
- ② 満期保有有価証券の評価は、償却原価法を採用しています。
- ③ 子会社及び関連会社株式の保有はありません。
- ④ その他の有価証券は、時価のあるものは時価法を、時価のないものは原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

事務所敷金は、時の経過により減価しない資産として処理しています。

(3) 期末における、公益目的取得財産残額*は、908,848,395 円です。

※公益目的取得財産残額

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条及び定款第 9 条にて記載事項として定められているもので、“公益認定の取消を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人、国もしくは地方公共団体等に贈与する”ものです。

(定款第 50 条 公益目的取得財産残高額の贈与)

(4) リース取引の処理方法

複合機、パソコンのリース取引は、リース後の市場価値が低いことから、通常の賃貸借取引で処理しています。

(5) 消費税の会計処理

消費税は、税込み方式で処理しています。

財務諸表に対する注記

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券(基本財産)	290,000,000			290,000,000
小 計	290,000,000			290,000,000
特定資産				
投資有価証券(特定資産)	810,000,000	200,000,000	200,000,000	810,000,000
特定資産積立資産	105,318,540	200,000,000	220,000,000	85,318,540
小 計	915,318,540	400,000,000	420,000,000	895,318,540
合 計	1,205,318,540	400,000,000	420,000,000	1,185,318,540

財務諸表に対する注記③

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産特定預金				
投資有価証券(基本財産)	290,000,000		(290,000,000)	
小 計	290,000,000		(290,000,000)	
特定資産				
投資有価証券(特定資産)	810,000,000		(810,000,000)	
特定資産積立資産	85,318,540		(85,318,540)	
小 計	895,318,540		(895,318,540)	
合 計	1,185,318,540		(1,185,318,540)	

財務諸表に対する注記

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
基本財産			
投資有価証券(基本財産)	290,000,000	290,000,000	
小 計	290,000,000	290,000,000	
特定資産			
投資有価証券(特定資産)	810,000,000	810,000,000	
小 計	810,000,000	810,000,000	
合 計	1,100,000,000	1,100,000,000	

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

2. 引当金の明細

該当なし